

全養協通信

平成21年12月28日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

国の動き

1. 平成22年度予算案・閣議決定（12月25日）

政府は12月25日、平成22年度予算案を閣議決定しました。

厚生労働省関係では、前年度比9.5%増の27兆5,561億円、社会的養護関係予算は前年度比1.9%増の838億円（前年度822億円）となっています。児童養護施設にかかわる主な内容は次のとおりです。

1. 小規模グループケアの推進（実施か所数の増） 645か所→703か所
2. " 管理宿直を行う非常勤職員の確保
3. " 施設整備費の交付対象の拡大
4. 看護師の配置拡充

詳細は別添「平成22年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要」（抜粋・社会的養護部分のみ）、
「平成22年度家庭福祉対策関係予算案の概要」（抜粋・同）をご覧ください。

なお、雇用均等・児童家庭局にかかわる全体の予算案概要は、別途1月にあらためてお送りします。

2. 民間保育所運営費の一般財源化、今年は回避（12月23日）

～平成22年度予算の子ども手当等の取り扱いについて、関係閣僚が合意～

◆児童入所施設措置費等に波及する危機感のもと、緊急要望を実施

平成21年12月23日（水）、菅副総理、原口総務相、藤井財務相、長妻厚労相は、平成22年度予算における子ども手当の取り扱いについて下記のとおり合意し、これにより、子ども手当の財源をめぐって浮上していた民間保育所運営費の一般財源化については、平成22年度予算では回避される見通しとなりました。

民間保育所運営費の地方への移譲は、児童入所施設措置費にも波及するとともに、移譲により社会的養護にかかわる国の財源関与がなくなるため、現在でも大きくなっている都道府県の社会的養護施策の格差が、さらに広がることとなります。この危機感をもって、平成21年12月10日（木）午前、全養協をはじめ社会的養護関係団体（全養協・全乳協・全母協・全国里親会）は、保育関係団体（全国保育協議会、全国保育士会等）とともに内閣府を訪れ、福島みずほ少子化担当大臣に面会し、緊急要望を行っていました。

◆平成 23 年度予算編成過程で、「民間保育所運営費の一般財源化」再浮上の可能性

ただし、上記「子ども手当」取り扱いにかかわる合意では、「平成 21 年 12 月 8 日の閣議決定に基づいて設置される『検討の場』¹において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、『地域主権』を進める観点から、『地域主権戦略会議』において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成 23 年度予算編成過程において結論を得て、順次必要な措置を講ずるものとする」とされました。

そのため、平成 23 年度予算編成の過程で、民間保育所運営費の一般財源化等が再度浮上するものと想定されます。今後の新たな次世代育成支援対策の検討と、地方分権に関する動きに対して、全養協はじめ社会的養護関係団体が保育関係団体と連携し、適切な対応と提言をはかっていくことが必要となっています。

<参考> 平成 22 年度予算における子ども手当等の取扱いについて

(12 月 23 日・菅副総理、原口総務相、藤井財務相、長妻厚労相 合意内容)

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成 22 年度予算に計上するとともに、平成 22 年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1) 中学校修了までの児童を対象に、1 人につき月額 13,000 円を支給する。
 - (2) 所得制限は設けない。
 - (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - (5) 公務員については、所属庁から支給する。
 - (6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
2. 平成 23 年度における子ども手当の支給については、平成 23 年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成 23 年度以降の支給のための所要の法律案を平成 23 年通常国会に提出する。
3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。
4. 3. の趣旨及び平成 22 年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成 21 年 12 月 8 日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」¹において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成 23 年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

¹ 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において「主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成 22 年度前半を目途に基本的な方向性を固め、平成 23 年通常国会までに所要の法案を提出」とされている。

5. 「ファミリーソーシャルワーク研修会」を開催します

(平成22年1月21日～22日)

全社協では、児童養護施設等で家庭支援にかかわる職員を対象に、ファミリーソーシャルワーク研修会を開催します。本「全養協通信」とあわせて、「開催要綱・参加申込書」をお送りしております。

ファミリーソーシャルワーカーをめぐる現状と課題、実践現場からの子ども・家庭にかかわる課題提起をふまえ、総括講義と演習を中心とした分科会で、ファミリーソーシャルワークの支援の実際を学びます。

全養協ホームページにも研修会開催要綱・申込書を掲載しています。上記「中堅職員研修会」とあわせて、ぜひ参加をご検討ください。

6. 全養協「生活単位の小規模化に関する状況調査」にご協力 ください (平成22年1月29日までにご返送ください)

全養協では、標記調査を実施します。

児童養護施設等では、施設設備の課題や、子どもの養育の質の向上をはかるために、生活単位の小規模化を進める必要が高まっており、本会でも、今年10月の「第63回全国児童養護施設長研究協議会(宮城大会)」大会宣言において、組織をあげて生活単位の小規模化を推進していくこととしています。

そこで本会では、生活単位の小規模化促進のために、全国の児童養護施設を対象に、各施設の現状、取り組み課題等の調査を行い、その結果をまとめ、今後の国家予算要望をはじめ、具体的な推進方策を検討するための参考として活用することといたしました。

つきましては、時節柄ご多繁の折誠に恐縮に存じますが、今回同封している調査用紙に記入の上、平成22年1月29日(金)までに、郵送・FAX・Eメールにて、全養協事務局までご返送くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお調査結果の概要は、後日各施設に報告いたします。

平成22年度 雇用均等・児童家庭局 予算案の概要

(社会的養護関係部分のみ抜粋)

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《92,624百万円→94,706百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化 89,087百万円

① 地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。

② 児童相談所の機能強化

児童相談所において、新たに親子での宿泊方式の訓練の実施や親族も含めた援助方針会議の実施など家族再統合への取組を進めるとともに、一時保護所の整備を促進する。

③ 社会的養護体制の拡充 83,779百万円

虐待を受けた児童など要保護児童が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するため、小規模グループケアの実施か所数の増(645 か所→703 か所)を図るとともに、管理宿直を行う非常勤職員を配置するなど社会的養護体制の拡充を図る。

(2) 配偶者からの暴力(DV)防止 5,619百万円

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため、婦人保護施設における通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者)の経費や医療費を計上し、機能の充実を図る。

平成22年度家庭福祉対策関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(平成21年度予算額) (平成22年度予算案)
264,745百万円 → 271,462百万円

1. 社会的養護体制の拡充 82,221百万円→83,780百万円
(児童入所施設措置費(81,272百万円)及び児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,508百万円)の内数)

(1) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

○小規模グループケアの推進

児童養護施設等において、虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を一層推進する。

645か所 → 703か所

○里親支援機関による里親の支援の推進

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の拡充

乳児院において、乳児の家庭復帰や里親委託について保護者との調整等を行うため、非常勤の家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の拡充を図る。

○乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充

乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、児童養護施設等に配置されている被虐待児個別対応職員について、乳児院において配置の拡充を図る。

○児童養護施設における看護師の配置の拡充

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を図る。

(2) 施設退所児童等への支援の推進

○児童家庭支援センター運営等事業の推進

地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を推進する。また、施設を退所した児童等のアフターケアの推進を図る。

○身元保証人確保対策事業の実施

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、親がない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることのないよう、身元保証人を確保するための事業を引き続き実施する。

(3) 施設整備費の交付対象の拡大

次世代育成支援対策施設整備交付金について、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の整備のうち、おおむね6名程度の小規模なグループケアを行う場合の整備について加算の対象とする。

(次世代育成支援対策施設整備交付金(5,033百万円)の内数)

(以下略)